

第3章 歴史的風致維持向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持向上に関する課題

(1) 桑折西山城跡等伊達氏関連遺跡の保存・整備・活用に関する課題

桑折西山城跡は、平成2年(1990)2月、史跡に指定され、平成10年(1998)度に策定した「桑折西山城跡保存管理計画」に基づき維持管理がなされてきた。

第2章第1節で詳述したように、町民ボランティアの協力を得ながら日常的な維持管理を行ってきたが、史跡内の大きく伸びた木々の管理までは行えなかった。そのため、伸び続けた木々は史跡内で視界を妨げており、史跡の全体像を把握するのが困難にし、さらに、かつて本丸跡から一望できた桑折宿の町なみが見えない状況になっている。また、アクセス道や駐車場が整備されていないため、城跡から遠く離れた場所に駐車する必要があり、城跡を説明するガイダンス施設がないことから、愛好家以外の来訪者が気軽に訪れることが困難な状況下にある。

町では、平成14年(2002)度から史跡の公有化を進め、平成19年(2007)3月に策定した「桑折西山城跡整備計画」に基づき発掘調査を進めてきた。平成28年(2016)度から本格的な復元整備を行うことになっているが、町文化財保存会が愛護してきた他の伊達氏関連遺跡とのつながりを持たせ、伊達氏が支配した時代を感じてもらうためにも、史跡本体だけではなく町場や各史跡への周遊性を考慮した総合的な整備を進める必要がある。

また、桑折西山城跡以外の伊達氏関連遺跡についても、町や文化財保存会、所有者が個々に保存・整備してきたが、アクセス道や駐車場、トイレなどの環境整備が不十分であり、来訪者にとって不便をきたしている。なお、伊達氏関連遺跡の一部には保存や公開に関する課題が残るものもある。



■写真 本丸からの眺望

眼下に広がる桑折宿が木々によって、遮られている。



■写真 伊達朝宗墓所周辺航空写真

伊達朝宗墓所の周辺には来訪者用の駐車場がない

(2) 良好な町なみの整備・管理と周辺環境の景観保全・形成に関する課題

第2章第2節で述べてきた桑折宿には、江戸時代から続く町割りの風情と、良好な市街地環境を構成する古い住居や土蔵・石蔵などの歴史的建築物が多く残っているが、建築時期や方法などの調査が十分にされておらず、建造物の価値が正当に評価されていない。

また、旧伊達郡役所から北側の街道を見ると、町なみが見通せる良好な景観が維持されているが、景観にそぐわない看板や張り巡らされた電線類が景観を阻害している。さらに、人口減少や少子高齢化に伴い、後継者がいない歴史的建造物の所有者は、修理・修景の意欲も少なく、さらに、東日本大震災によって損壊した歴史的建造物が解体され、空き地・空き屋が急増している。現在、景観計画や条例を制定していないことから、良好な町なみの景観を維持・管理していく対策が早急に必要である。

第2章第3節で述べてきた本町のほぼ半分を受水地域とする西根堰は、桑折宿の各所で分水し、農業用水だけでなく生活用水や防火用水としても使われてきた。現在、西根堰本体は三面がコンクリートで覆われ、分水した水路も宅地開発に伴って歴史的構造物である石積の側溝がコンクリートやU字溝などに置き換えられつつあり、良好な景観が維持できなくなりつつある。

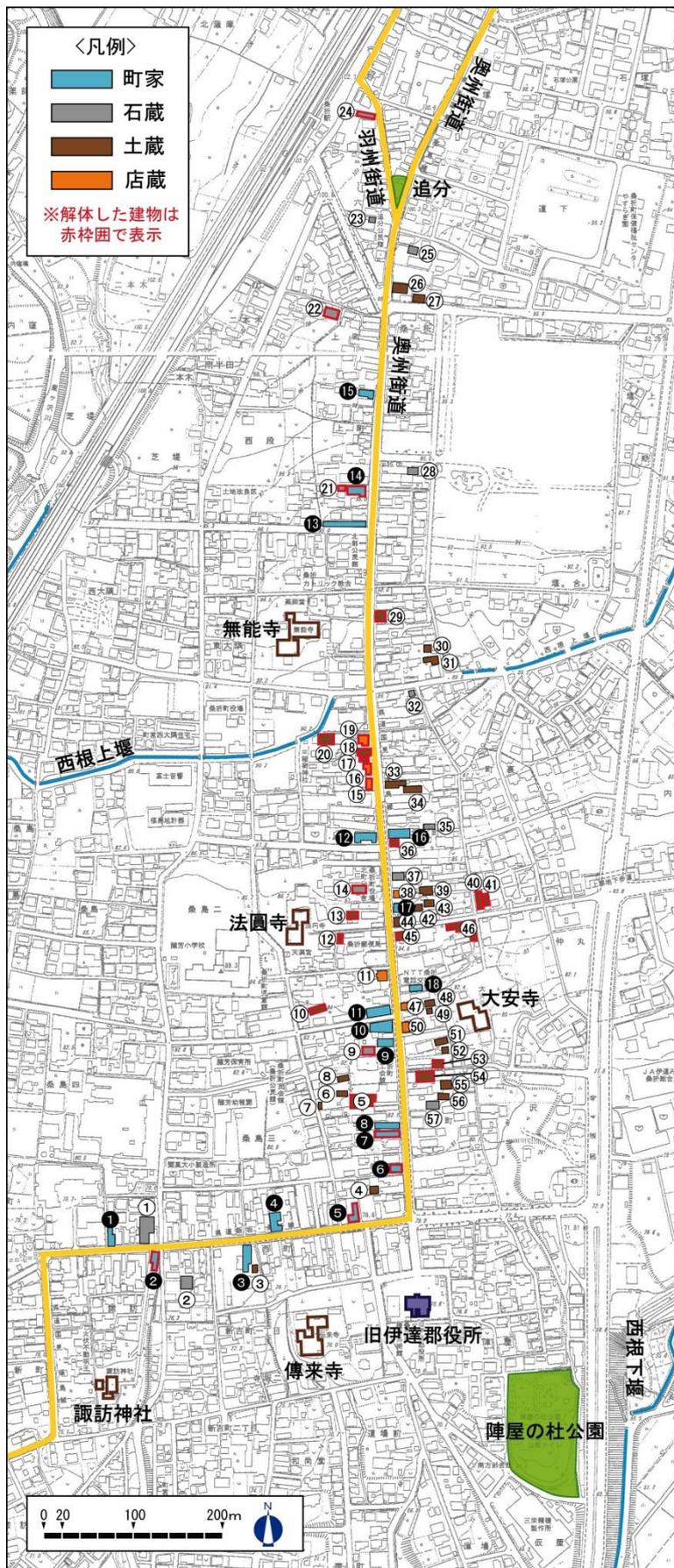
第2章第4節で述べてきた伊達崎地区の果樹栽培の風景は、背景にある半田山と一体となって良好な景観を作り出しているが、屋外広告物など景観面での規制がなされていないため、安易な開発を招きかねない。また、阿武隈川によって形成された氾濫原は、本来、阿武隈川と密接な関係にあったはずだが、安心して生活できる環境をもたらした堤防によって、人々の営みや景観といったものから阿武隈川が切り離されている。



■写真 こおり EXP02014 開催時様子
桑折宿内のメインストリート(奥州街道)において、電線類が景観を阻害している。



■写真 西根上堰
西根堰が三面コンクリートになっている。



被害の状況（単位：戸）

| | 戸数 | 被害あり | |
|----|----|------|----|
| | | うち解体 | |
| 町家 | 18 | 12 | 5 |
| 石蔵 | 14 | 7 | 5 |
| 土蔵 | 36 | 31 | 15 |
| 店蔵 | 7 | 6 | 3 |

※解体した建物は赤枠で表示

■ 図 中心市街地において東日本震災以降に解体撤去した古い建造物

(3) 歴史的風致の認識向上に関する課題

本町の維持向上すべき歴史的風致は、本町固有の貴重な地域遺産であり、重要な観光資源でもある。町民が地域の歴史的建造物や伝統文化の歴史的価値を認識し、誇りに思うことによって、地元へ愛着を持ち、歴史的風致を維持向上しようとする気概が生じるとともに、町外に向けて本町の魅力の一つとして自信を持って発信できるのである。

しかし、歴史的価値の認識は、以前は家庭や地域コミュニティにおいて代々伝承されてきたが、近年の少子高齢化、核家族化、生活様式の多様化など社会的要因の変化により、語り継がれる機会が失われつつある。また、地域とのつながりが希薄化することによって、桑折町の歴史的建造物や伝統・文化といった町の風致を身近に感じる機会が少なくなっており、歴史的風致の認識低下が懸念される。

(4) 情報発信、周遊性の向上に関する課題

東日本大震災以降、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能問題によって、本町でも観光客は減少している。震災からの復旧・復興のために徹底的な除染を進めており、観光客の出足は徐々に回復しつつあるが、本来の人数には至っていない。風評被害を払しょくし、交流人口増を図るためにも、魅力ある歴史的風致や町なみ、伝統文化などの積極的な情報発信が必要である。さらに、政府は東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年には、訪日外国人観光客を2,000万人にする目標を掲げているが、本町では日本語以外を母国語とする来訪者を想定した多言語の観光パンフレットや案内標識などが整備されてこなかった。今後、訪日外国人観光客を取り込むためにも早急な対応が求められている。



■写真 統一感のない説明板



■写真 文字がかすれている説明板

桑折宿の奥州街道は、江戸時代から道幅がほぼ変化していない。そのため、道路側に面するように家が建っており道路幅も困難であることから、歩行者が安心して散策できるよう誘導する必要がある。さらに、町なみが約1.5kmと長い、来訪者が途中で散策中に休憩で

きる場所が少なく、周遊性が乏しい。

また、町内に点在する歴史や文化に関する案内標識は、本来、町内の周遊性向上のために設置されているはずだったが、設置年代がさまざまデザイン統一されておらず、初めて来訪する観光客にとっては紛らわしく、案内標識としての機能が十分に果たされていないものがある。また、老朽化したものもあり、周囲の景観を阻害している場合もある。

(5) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題

本町で行われている各神社の例大祭は、地域住民によって継承されてきた。近年、少子高齢化による後継者不足や地域の人員不足により、毎年行われていた祭礼行事が複数年に一度行われるようになり、あるところは、地域で出す山車数が減り、運行範囲を狭めたりと、活動が縮小しつつある。さらに、祭礼で使う楽器や衣装、神輿や山車などの修繕には多額の費用を要するが、地域だけで負担することの困難さが活動の継続性を阻害する要因の一つにもなっている。

また、本町の文化財や伝統文化等の保護・愛護の活動を続けている「桑折町文化財保存会」、「桑折町郷土史研究会」や「桑折町祇園ばやし振興会」などの各種団体では、会員の高齢化が進み、会員数の減少や後継者の確保などが問題となっており、また、自主財源による活動が難しくなっている。

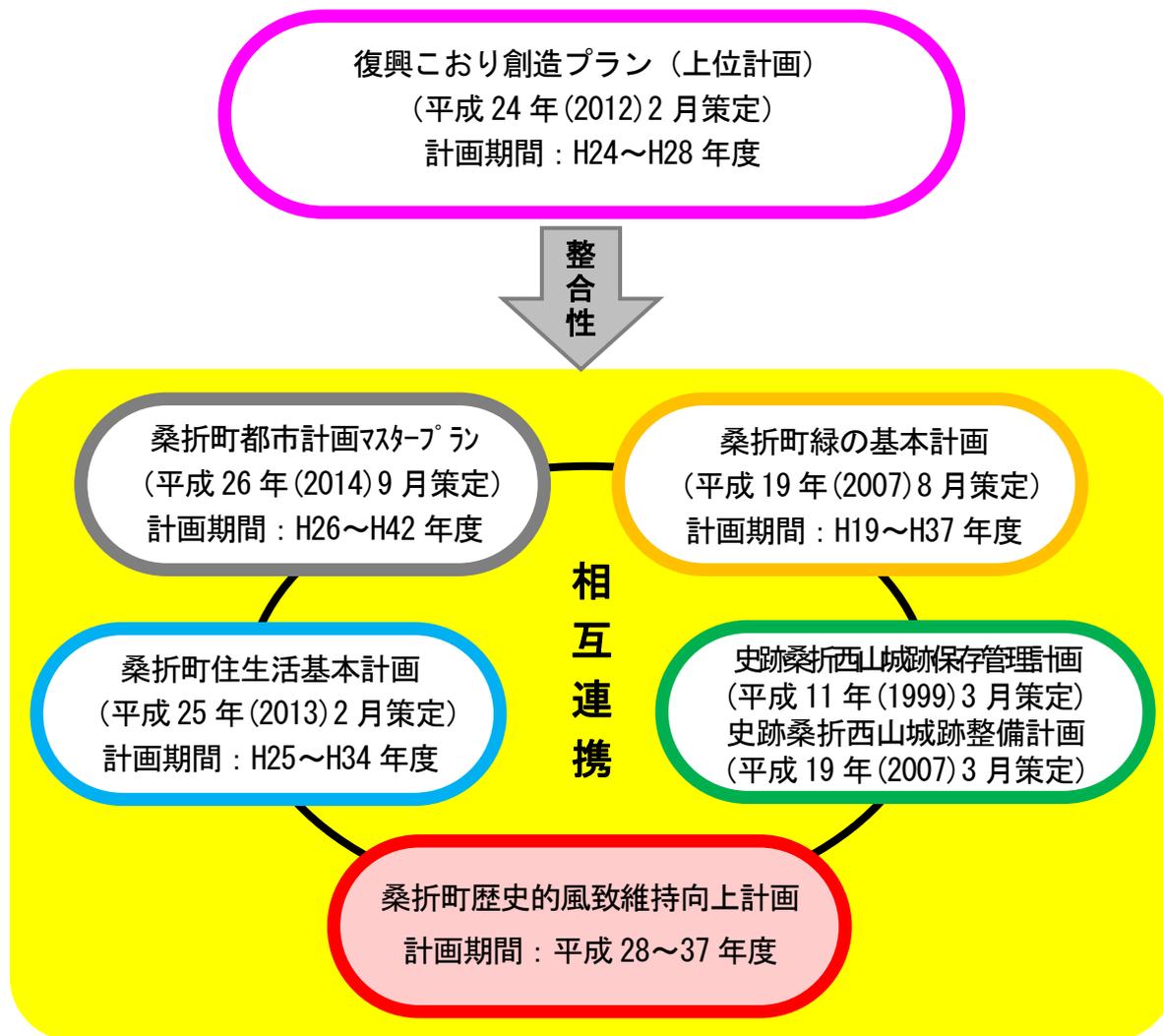


■写真 神輿の破損箇所
四隅の鳥の飾りの一つが破損している。



■写真 文化財保存会による講演会

2. 上位計画と関連計画における関連性



桑折町歴史的風致維持向上計画は桑折町の上位計画である「復興こおり創造プラン」を補完する計画として位置付けされ、相互連携する関連計画には桑折町の都市計画の基本方針である「桑折町都市計画マスタープラン」、緑に関する諸施策を効果的かつ効率的に展開するための「桑折町緑の基本計画」、住宅政策を推進するための「桑折町住生活基本計画」、史跡桑折西山城跡の整備方針である「史跡桑折西山城跡整備計画」がある。

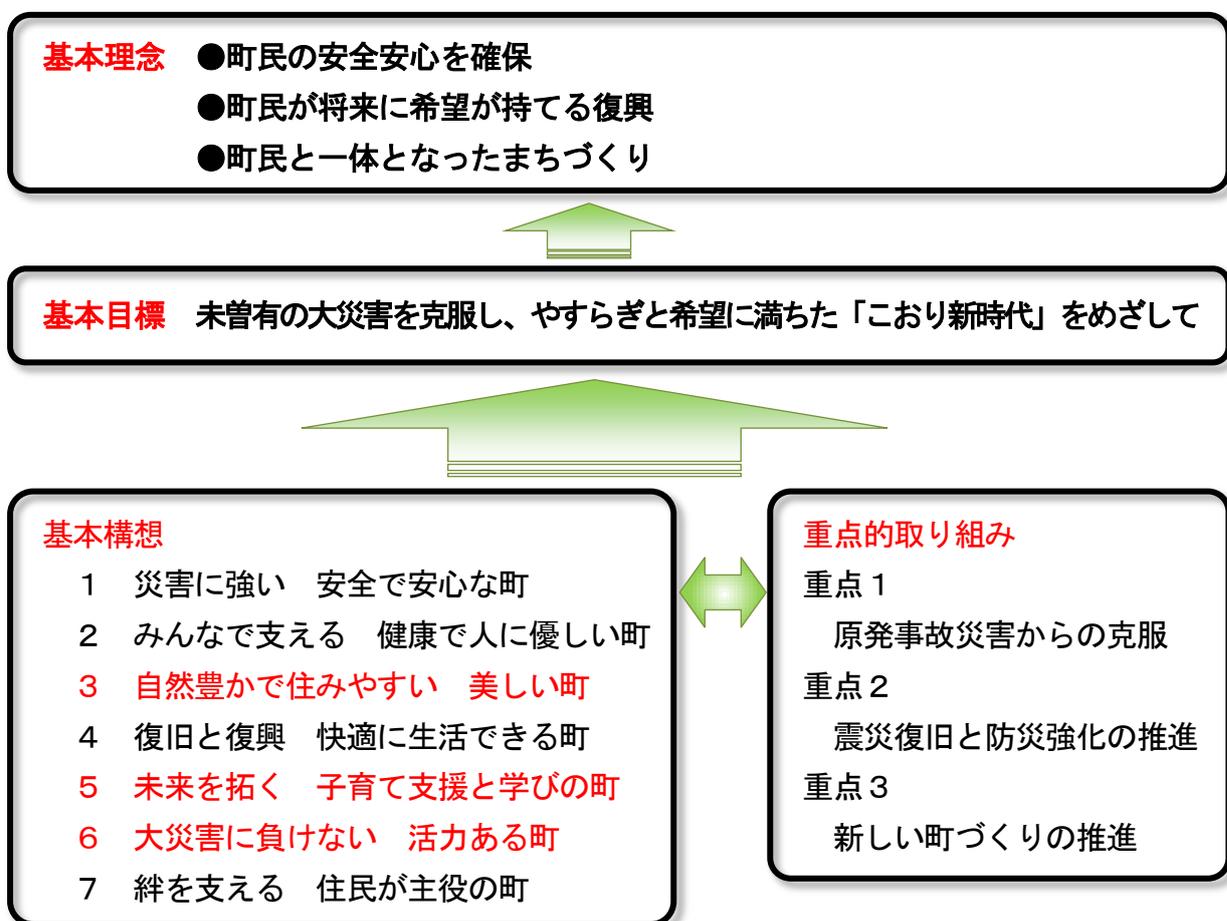
上位計画及び関連計画における本計画の関与部分概要は次のとおりである。

(1) 復興こおり創造プラン（桑折町総合計画）（平成24年(2012)2月 策定）

平成23年(2011)3月11日の東日本大震災と原発事故災害によって、本町を取り巻く環境は激変し、多くの障害・障壁が町民の前に立ちはだかることになった。そのため、震災前に策定した総合計画は、途中で中止せざるを得ないと判断し、町民みんなの心をひとつにして、かつて経験したことのない未曾有の大災害からの復興を実現するため、平成24年(2012)度から平成28年(2016)度を計画期間とする総合計画「復興こおり創造プラン」を策定した。

上位計画である「復興こおり創造プラン」では、「町土の除染なくして復興なし」、「町民の健康なくして復興なし」「町民の安心なくして復興なし」の3大スローガンを掲げ、大震災からの確かな復興を果たし、未来に夢と希望の光輝く計画として下記の基本理念、基本目標、7つの基本構想を掲げている。それらはさらに、基本構想実現のための31の基本計画、基本計画を実施するための69の施策、そして事務事業を実施して行くための実施計画によって構成されている。歴史を活かしたまちづくりは、基本構想の「自然豊かで住みやすい 美しい町」や「未来を拓く 子育て支援と学びの町」、「大災害に負けない 活力ある町」に位置付けられている。

なお、平成28年(2016)度は「復興こおり創造プラン」の最終計画年度になることから、新しい総合計画の策定を進めている。



復興こおり創造プラン 施策体系

1 災害に強い 安全で安心な町

- | | | |
|-----------------|---------------|------------|
| (1)消防・防災 | (2)防災基盤整備 | (3)生活安全 |
| ①災害時等の危機管理体制の強化 | ①土砂災害防止の推進 | ①防犯活動の推進 |
| ②地域防災力の強化 | ②雨水浸水・洪水防止の推進 | ②交通安全運動の推進 |
| ③消防・救急救助体制の強化 | | |

2 みんなで支える 健康で人に優しい町

- | | | |
|------------------------|---------------|-----------------|
| (1)健康と医療 | (2)地域福祉 | (3)高齢者福祉 |
| ①健康づくりと地域医療の充実 | ①心ふれあう福祉活動の推進 | ①生きがいづくりと社会参画促進 |
| ②国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全運営 | ②障がい者福祉 | ②介護予防対策と介護支援 |

3 自然豊かで住みやすい 美しい町

- | | | |
|------------------------|-------------------|-----------------|
| (1)環境衛生 | (2)環境共生 | (4)生活排水 |
| ①原発事故対策の推進 | ①地球環境保護運動の推進 | ①公共下水道の整備 |
| ②公害対策の推進 | ②森林保全と活用 | ②合併処理浄化槽の設置推進 |
| ③ごみの無い清潔な町づくり | ③河川や水辺環境の保全 | (5)水道 |
| ④廃棄物の適正な処理と資源循環型社会への転換 | (3)都市緑化と景観 | ①水資源の確保 |
| ⑤地域の公衆衛生向上 | ①緑化の推進 | ②安全でおいしい水の安定的供給 |
| | ②良好な景観づくり | ③水道事業の健全経営 |

4 復旧と復興 快適に生活できる町

- | | | |
|--------------|---------------|------------|
| (1)土地利用 | (3)道路交通網 | (5)居住環境 |
| ①総合的な土地利用の調整 | ①快適な道路網の充実 | ①住宅地の整備・供給 |
| ②地籍調査事業成果の活用 | ②町道整備と維持管理の充実 | ②住宅の整備・供給 |
| ③公共用地の確保 | (4)公共交通 | |
| (2)都市計画 | ①駅前広場の利便性向上 | |
| ①都市的土地利用の推進 | ②公共交通機関の利便性向上 | |

5 未来を拓く 子育て支援と学びの町

- | | | |
|--------------|-------------|------------|
| (1)子育て支援の充実 | (3)小中学校教育 | (5)生涯スポーツ |
| ①母子保健と小児医療 | ①教育内容の充実 | ①生涯スポーツの推進 |
| ②地域における子育て支援 | ②教育施設の復旧と充実 | (6)文化財保護 |
| ③青少年健全育成 | (4)生涯学習 | ①文化財の保存と顕彰 |
| ④児童福祉 | ①生涯学習活動の推進 | |
| (2)乳幼児保育と教育 | ②芸術文化の振興 | |
| ①保育教育内容の充実 | ③多文化交流の促進 | |

6 大災害に負けない 活力ある町

- | | | |
|----------------|-----------------|---------------|
| (1)農業振興 | (2)商工業振興 | (3)観光振興と地域づくり |
| ①原発事故災害からの農業復興 | ①商業の活力づくり | ①観光の振興 |
| ②農業生産体制確立と就農促進 | ②中小企業経営への支援 | ②地域づくりの推進 |
| ③農業経営の充実と改善 | ③雇用創出につながる工業の振興 | |
| ④農村環境の整備充実 | | |
| ⑤林業の振興 | | |

7 絆を支える 住民が主役の町

- | | | |
|-------------|------------------|------------------|
| (1)広報広聴 | (4)総合計画 | (6)財政運営 |
| ①広報広聴の推進 | ①総合計画の推進 | ①町財政の健全性維持 |
| (2)住民自治 | (5)行政機能 | ②町税等の収納率向上と適正な課税 |
| ①住民自治活動の活性化 | ①効率的で効果的な行政運営 | |
| (3)町民窓口 | ②情報通信技術の活用推進 | |
| ①町民窓口の利便性向上 | ③自治体経営を担う職員資質の向上 | |

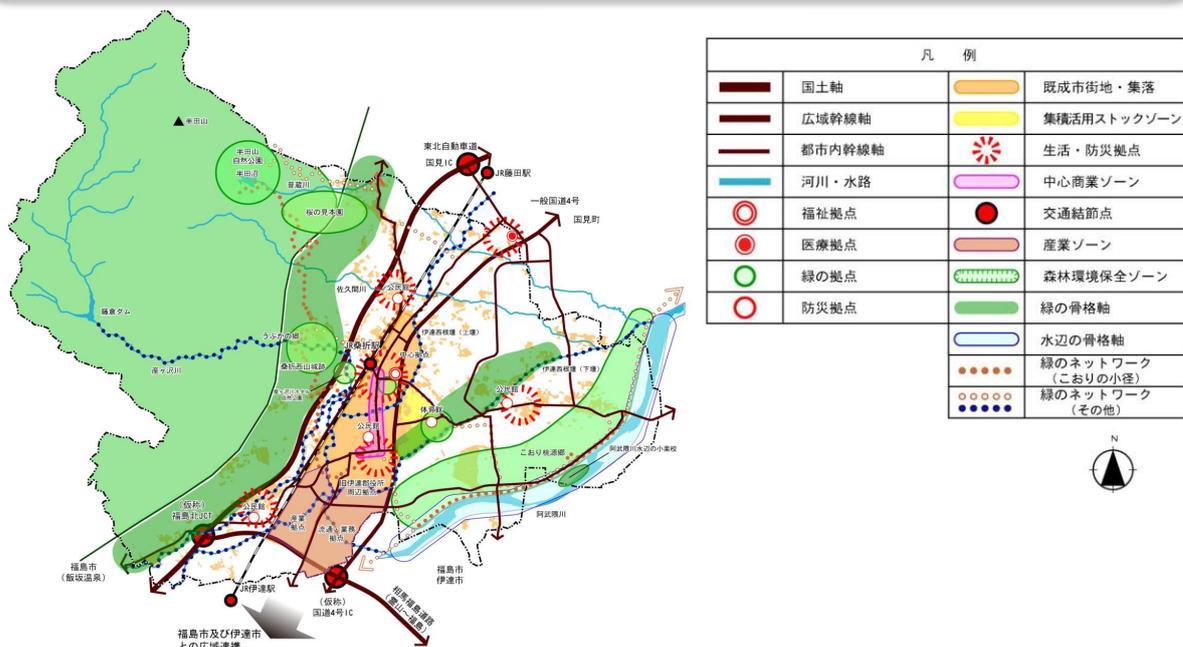
(2) 桑折町都市計画マスタープラン（平成26年(2014)9月 改訂）

桑折町都市計画マスタープランは「地域に根差した個性豊かな活力あるまち、いつまでも輝き続けるまち・こおり」を将来像に掲げ、平成37年(2025)を目標年次として、平成19年(2007)8月に策定したが、平成23年(2011)3月の東日本大震災によって、町内に所在する数多くの建物や公共施設が損壊したほか、歴史ある町なみ・景観が一瞬で失われたことから、震災からの復興まちづくりを支援し、社会環境の課題に対して住民と協働でまちづくりを進めていくための都市計画の指針として、平成42年(2030)を目標年次とする都市計画マスタープランの改訂を行った。

歴史を活かしたまちづくりは、基本目標の「歴史・風土などの個性を活かしたまちづくり」に位置付けられており、各地区においても、それぞれの風致を活かす取り組みを行うことになっている。

基本理念 災害に強い強靱なまちを目指します
 安心して長く住み続けられるまちを目指します
 周辺地域との広域連携による持続可能なまちを目指します
歴史・風土を活かした個性あるまちを目指します
 町民のみなさんがまちづくりに主体的に参加できること目指します

基本目標 災害に強いまちづくり
 継続していくまちづくり
 住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり
歴史・風土などの個性を活かしたまちづくり
 住民自らが参加し、楽しみ・もてなすまちづくり



■図 桑折町都市計画マスタープラン 将来像図

各地域におけるまちづくり方針

桑折地域 人々が行きかい、出会う、魅力的な交流の場を想像するまち

- 駅前公有地を中心とするまちの顔・なか居住の場の創出
- 役場機能の集約移転と跡地の活用（地区コミュニティ拠点）
- 中心市街地の活力向上（イベントなどのソフト施策）
- 歴史的建造物及び旧街道を大切にすゝる気風を維持するための町なみの修復と地域デザイン
- 町民との共同による緑・花づくり（公共空間の緑化）
- JR桑折駅の起用工場と鉄道沿線の魅力的な風景づくり
- 広域交通ネットワーク形成と産業拠点の拡充、新たな流通・業務拠点の形成
- 町民の健康増進にもつなぐ“歩けるまちなか”（回遊性（魅力づくり）・安全性）

睦合地域 歴史や風景などの資源を活かした穏やかに暮らせる「末永く睦み合う里」

- 桑折西山城跡史跡公園（仮称）の整備と周辺の観光資源・歴史的資源を含めた利用促進
- なつかしい農村集落・農地の景観保全のためのルールづくり
- 産ヶ沢川・伊達西根堰の親水性向上のための整備と意識啓発
- 睦合小学校周辺の地域拠点機能の向上
- 生活道路網の整備（新幹線側道の機能強化による南北軸、JR伊達駅へのアクセス改良）
- 公共交通の適正な管理（桑折中心部・福島・飯坂温泉）
- さまざまな役割を担う森林の適正な管理

伊達崎地域 広大な水辺や農地を活かした交流を展開する地域

- 上郡地区に集積する公共施設の有効活用と市街化調整域して適正な規制誘導（ルールづくり）
- 農村集落・農地・樹林地の景観保全ためルールづくり
- 阿武隈川の親水性向上（水辺の小楽校利用促進）
- “こおり桃源郷”の観光資源として魅力・アクセス性向上
- 伊達崎小学校周辺の地域拠点機能向上
- ふれあい公園のスポーツ・レクリエーション拠点として機能向上
- 生活道路網の整備と伊達西根下堰沿いの散歩道の魅力向上
- 公共交通の適正な管理 適正な管理（桑折中心部・旧梁川町・旧保原町）

半田地域 半田山に抱かれた歴史と文化の香る地域

- “半田山自然公園”“うぶかの郷”など観光資源・環境を活かした自然とふれあい・癒し空間の機能拡充と利用促進
- なつかしい農村集落・農地の景観保全ためのルールづくり
- 一般国道4号沿道を対象とする広域交流・情報交流・広域防災機能に資する施設整備の推進
- 半田醸芳小学校周辺の地域拠点機能向上
- 生活道路網の整備
- 公共交通の適正な管理（桑折・国見）
- 公立藤田病院周辺の国見町との一体的な都市づくり

(3) 桑折町緑の基本計画

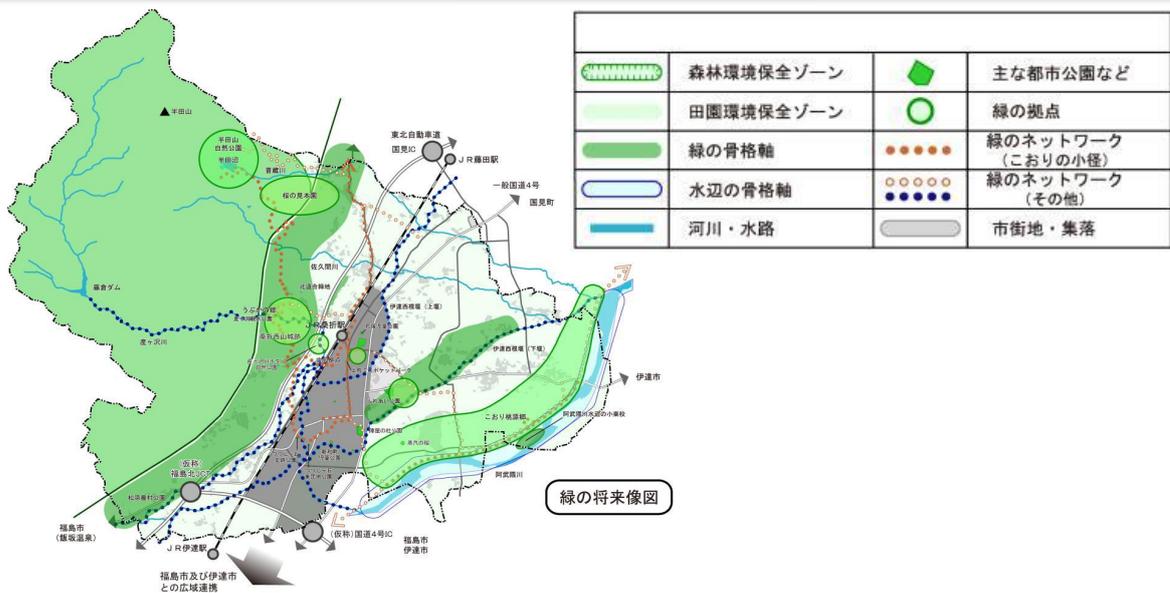
本町には、半田山や阿武隈川の広大な緑“こおり桃の郷”に代表される果樹畑や水田の農地、桑折の農業の支えとなった西根堰など、豊かな自然環境や先人たちが築いてきた歴史・文化に関連する緑・水資源が多く残っている。これらの貴重な資源を町民共有の財産と考え、これらを守り育てるとともに中心市街地や集落などに新たな魅力ある緑を官民が協働して創り育てていくため、平成37年(2025)を目標年次とする「桑折町緑の基本計画」を平成19年(2007)8月に策定した。

基本目標の「緑を守り育て、次世代へ継承する」や「魅力的な緑を創り育てる」において、歴史的風致の維持向上に寄与する事業に取り組むこととなっている。

基本理念 **桑折町民共有の財産である森林や農地、水辺などの緑をみんなで守り育てる**
 ～緑を織り 人をつなげ まちを築く～

基本目標

- 1 **緑を守り育て、次世代へ継承する（緑の保全）**
 - ①さまざまな役割を有する大規模な森林の保全と活用
 - ②桑折町らしい果樹園などの農地の保全と活用
 - ③風土に根付く緑の保全（屋敷林、歴史文化にゆかりのある緑）
 - ④河川や水路の環境保全（水質の改善、生き物の保全）
 - ⑤資源を活かしたグリーンツーリズムの推進
- 2 **魅力的な緑を創り育てる（緑の創造）**
 - ①桑折町のシンボルとなる公園の整備 ②中心市街地を彩る魅力的な緑風景の創出
 - ③ネットワークを形成する水路沿いの緑道等の整備 ④緑豊かな住宅地などの身近な緑の整備
 - ⑤桑折町の特性にあった公共施設の緑化 ⑥コミュニティ形成にも寄与する民有地の緑化
- 3 **緑に関する意識や活動を支え育てる（緑の取り組み）**
 - ①緑化活動の体系的な整理と連携 ②緑に関する意識啓発 ③緑に関する取り組みへの支援



(4) 桑折町住生活基本計画

本町は豊かな歴史に彩られた町であり、街道沿いの宿場町から農村住宅まで、さまざまな住まいがある。宿場町周辺では、街道を活かしたまちづくりが町民自身によって進められており、歴史的な町なみ形成にも期待が高まっている。

このようななか、平成12年(2000)3月に町の「住まいづくり」の指針である「桑折町住宅マスタープラン」を策定し、計画的な住宅供給ならびに居住環境の整備向上に努めてきたが、人口減少、少子高齢化の進行、居住ニーズの多様化など、住宅・住環境が大きく変化し、新たな住宅施策の展開が必要となった。平成25年(2013)3月、町の特性と実態に応じた町民の豊かな住生活を実現するため、「桑折らしい個性豊かな歴史・景観を継承する住まいづくり」を基本理念として、本町が目指す居住の将来ビジョンを明らかにするとともに、今後10年間の住宅・住環境の施策の指針となる「桑折町住生活基本計画」を策定した。

基本目標の「次世代に継承できる住まいづくり」や「歴史的な魅力ある景観を活かした住まい・まちづくり」において、歴史的風致の維持向上に寄与する事業に取り組むこととなっている。

基本理念 桑折らしい 個性豊かな歴史・景観を継承する住まいづくり

基本目標

1 次世代に継承できる住まいづくり

- ①昔ながらの住まいを快適に継承するリフォームの推進
- ②住まいの長寿命化の促進
- ③多世代住宅・近居などの多様な住まい方の普及促進
- ④空き家対策の充実
- ⑤住まいのことがよく分かる住宅相談体制の充実
- ⑥地域への愛着を育む住教育の推進

2 地域や家族で支え合い、安心できる住まいづくり

- ①地域や家族で支え合う住まいづくり
- ②地域コミュニティ等による安全性の向上
- ③元気な高齢者が安心して家族と暮らせる住まいづくり
- ④安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

3 暮らしの安全を支える住まい・まちづくり

- ①震災からの復興を支える住まいづくり
- ②地震・火災等の災害に強い住まい・まちづくり
- ③まちづくりと一体化した防災住まいづくり
- ④住まいの防犯性の向上
- ⑤環境にやさしく持続可能性の高い住まいづくり

4 歴史的な魅力ある景観を活かした住まい・まちづくり

- ①景観を活かしたまちづくり
- ②地域の歴史や特性に合った住まい・家並み・町なみづくり
- ③地域の伝統を守る事業者の育成支援
- ④まちなか居住の推進
- ⑤「桑折町の素敵な住まい」情報の提供

5 公営住宅の再構築

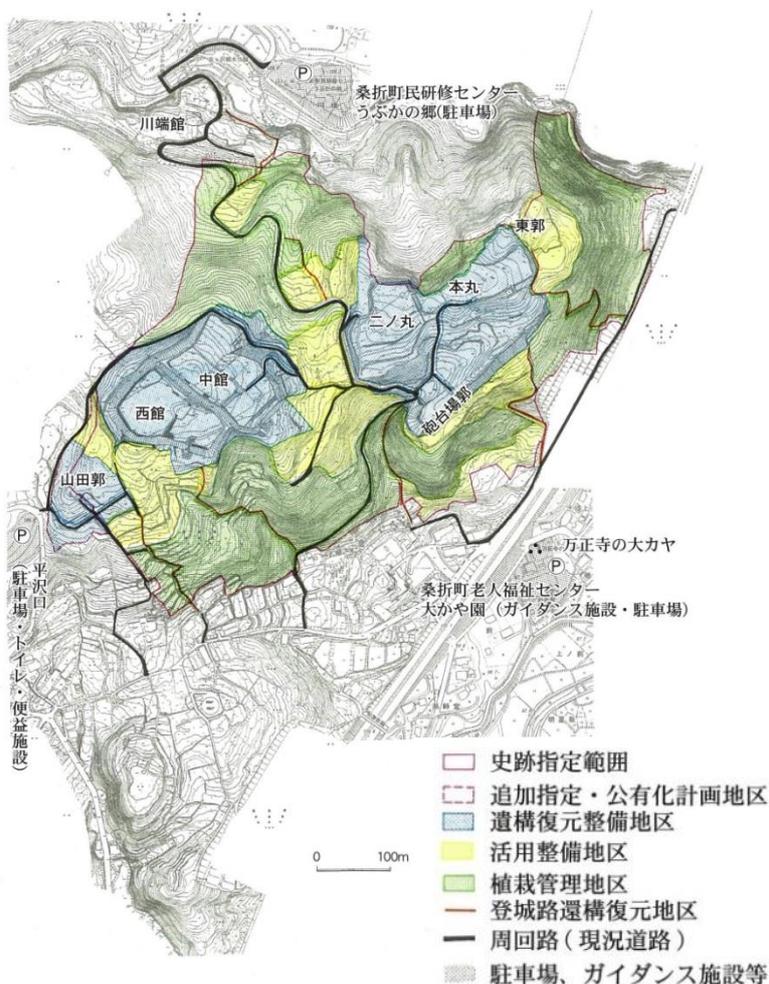
- ①災害公営住宅の整備
- ②老朽化が進んだ公営住宅ストックの適切な更新
- ③高齢者・障がい者に配慮したストックの更新及び入居時の配慮
- ④若年層や子育て層に対する支援の検討
- ⑤雇用促進住宅の取り扱いの検討

(5) 史跡桑折西山城跡保存管理計画・史跡桑折西山城跡整備計画

桑折西山城跡は、平成2年(1990)2月、史跡に指定され、今後どのように保存、整備していくかの基本方針として、平成10年(1998)度に「桑折西山城跡保存管理計画」を策定した。また、保存管理計画に基づき平成14年(2002)度からは城跡の公有化を進めるとともに、城跡の整備を具体化するため、平成19年(2007)3月に「桑折西山城跡整備計画」を策定した。整備計画の基本方針は下記のとおりである。

基本方針

- 1 全国的にも貴重な戦国山城を保護し、後世に伝える。
- 2 戦国時代の山城として典型的な遺構群の整備を図り、戦国史を体験的に学習できる施設とする。
- 3 福島盆地の北半が見渡せる眺望と、史跡内の植生を生かして、町内外の方々が郷土の歴史と自然に触れながら憩える公園的施設とする。



整備・活用方針では、中世山城の様相や地域の歴史を学習できるように整備するとともに、学習活動に寄与する資料等の展示や情報提供するガイダンス施設を設置し、併せて町外からの来訪者のための駐車場を整備する。また、町内各所にある文化財を周遊する「歴史の小径」の中核施設として位置付けられていることから、他の文化財や寺社等との関連も踏まえながら城跡の整備を考慮することとしており、史跡本体だけでなく、歴史的風致の維持向上に寄与する関連事業も併せて取り組むことになっている。

■図 桑折西山城跡保存整備計画 整備計画図

3. 歴史的風致の維持向上に関する方針

桑折町の維持向上すべき歴史的風致及びその課題等を踏まえ、以下のとおりの方針を定める。

(1) 桑折西山城跡等伊達氏関連遺跡の保存・整備・活用に関する方針

「伊達氏発祥の地」の誇りの一つである桑折西山城跡は、引き続き「桑折西山城跡保存管理計画」に基づき適正な維持・管理を行うとともに、「桑折西山城跡整備計画」に基づき平成28年(2016)度から5か年計画で復元整備を行う。併せて、気軽に来訪できるよう、城跡へのアクセス道や駐車場、ガイダンス施設、案内標識など、史跡本体だけでなく周辺環境を含めた総合的な整備を図り、伊達氏発祥の地の誇りを後世に引き継ぐ。

また、桑折西山城跡以外の伊達氏関連遺跡についても、引き続き所有者による適正な維持・管理を行うとともに、アクセス道や駐車場の整備、案内標識や説明板の設置など、町内外の来訪者に伊達氏の時代を体感できるよう桑折西山城跡と連携を考慮した遺跡周辺の環境整備に努める。

なお、町内外の来訪者が伊達氏関連遺跡の理解をより深めるため、ガイダンス施設には伊達氏関連遺跡や歴史・観光を説明できるボランティアガイドの配置を目指す。

(2) 良好な町なみの整備・管理と周辺環境の景観保全・形成に関する方針

良好な景観の維持には、官民が相互に協力しながら、規制と事業の両面から良好な町なみ整備や景観保全を進める必要がある。まず景観に関しては、地域住民の理解を得ながら景観計画や景観条例の制定を目指す。事業に関しては、桑折宿の町なみである商店街通りにおいて景観を阻害している電柱電線類の無電柱化や移設の推進を図り、歴史的な環境と調和したまちづくりを行うとともに、老朽化した道路の美装改修化や店舗の看板や店構えの景観の統一化を図るなど、地域住民の協力を得ながら良好な町なみの整備・管理を行う。

また、桑折宿は、江戸時代から続く町割りの風情が残っており、良好な景観を構成している古い住居や土蔵・石蔵などの歴史的建造物が残っている。それらを調査し、歴史的価値を把握するとともに、必要に応じて文化財や歴史的風致形成建造物¹の指定を行い、保存・活用に努める。さらに、指定した建造物の維持・管理に係る費用の負担軽減を図るための支援を導入する。空き家については、所有者の意向を踏まえながら、官民両方からの活用を検討し、保存・活用を図る。桑折宿以外についても、未調査の歴史的・文化的価値の高い建造物が多いことから、同様に調査し、必要に応じて文化財等の指定を行う。

¹ 歴史的風致形成建造物…歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持・向上のために、その保存を図る必要があると認められる建造物。本計画第7章で指定基準を定めている。

西根堰については、農業用水としての機能だけではなく、生活用水や防火用水として使われていることが分かるよう、また、先人たちの偉業に想いを馳せ、西根堰に親しみをもてるような親水空間を整備する。

また、良好な営農条件の確保は、文化的景観ともいえる桑折町の桃源郷の景観を守ることもあるため、「桑折農業振興地域整備計画」と連携し、必要に応じて農地における景観計画の導入を検討する。

(3) 歴史的風致の認識向上に関する方針

町の歴史的風致は、1章で述べたように桑折町独自の自然的・社会的環境や歴史的環境が背景となり、それぞれの時代の人たちによって生み出され、継承されてきた本町固有の財産である。歴史的風致を維持・向上するには、町民の理解が不可欠であり、「誇り」であると感じることが重要である。町民が歴史的風致の歴史や背景などの理解を深め、認識を向上させるため、地域の歴史や文化を学習するための副読本を作成して、小中学生に配布するとともに、講演会やシンポジウム、イベントなどを開催し、歴史的風致に接する機会を提供するものとする。

(4) 情報発信、周遊性向上に関する方針

空き家や空スペースを活用し、町内を周遊するための起点となるガイダンス施設を整備し、情報発信の拠点にするとともに、歴史案内人の育成を行い、来訪者に本町の魅力を伝える役割を担ってもらおう。また、来訪者が本町の歴史的風致に接し、町の魅力を感じてもらうための周遊コースの設定やパンフレットを作成する。

併せて、桑折宿の町なみである商店街通りの空き地を活用して散策途中に安心して休憩できる施設を整備し、あるいは、景観に合致した統一感のある案内標識や説明板を設置することによって、来訪者の安全性及び周遊性を高めるものとする。

(5) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

地域で行われる祭礼や伝統行事を守り、次世代に継承していくためには、地域全体で保存・継承が図られるよう関心をもってもらおうことが重要である。地域の小さい祭礼や伝統行事も含め、活動の様子を記録するとともに地域住民に周知する取り組みを行う。併せて、担い手の確保や育成を目的とした取り組みに対する支援や、活動に必要な用具の整備・修繕等に対する支援など、調査結果をもとに必要に応じて実施する。

また、歴史的風致の維持向上には、町民の歴史・文化への理解が不可欠であるが、桑折町文化財保存会や桑折町郷土史研究会、桑折町祇園ばやし振興会など文化財や伝統文化等の保護・愛護の活動を続けている団体は、町民に歴史・文化への理解を促し、協力者のすそ野を

広げる役割を担っている。各種団体が活動を継続することは、結果として町民の理解度の向上にもつながることから、他文化団体との均衡を考慮しつつ適正な活動支援を行う。

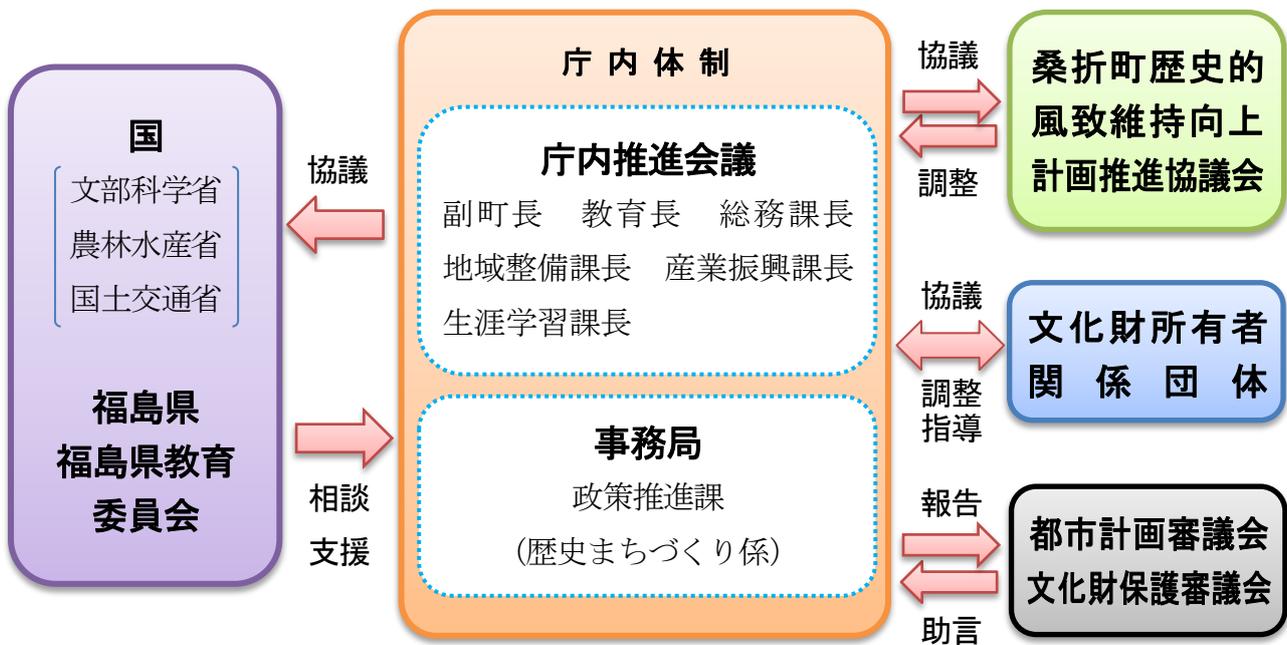
4. 計画の推進体制

本計画を推進するにあたり、計画を管理する政策推進課が事務局となり、計画策定時と同様に関係各課で構成する「庁内推進会議」において連絡調整を行うものとする。

また、国や福島県の関係機関と協議を行うとともに、相談や適切な支援を得る。

歴史まちづくり法第11条の規定に基づき設置した「桑折町歴史的風致維持向上計画推進協議会」において、計画推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進する。

なお、必要に応じて都市計画審議会や文化財保護審議会、文化財所有者、関係団体などと連絡・調整を行うものとする。



■図 計画の推進体制

第4章 重点区域の位置及び範囲

1. 重点区域設定の考え方

本計画における重点区域は、国指定文化財を中心とし、歴史上価値の高い建造物が集まり、桑折町固有の歴史及び伝統を反映した活動が現在も行われ、それらが一体となって良好な市街地環境を形成している区域に設定する。また、本計画において、重点区域内で重点的に事業を行うことによって歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

「伊達氏発祥の地にみる歴史的風致」は、伊達氏初代である伊達朝宗墓所や戦国時代の伊達氏の居城である桑折西山城跡を中心とした伊達氏関連遺跡の保護・愛護活動を通じて、町民が「伊達氏発祥の地」であることを自負し、守り継ぐ活動を続けている。

また、奥州街道と羽州街道が分岐する直前の宿場として桑折宿が形成され、「桑折宿と諏訪神社の夏祭りにみる歴史的風致」が往時の面影を残す歴史的建造物や短冊状に残る町割りとともに今も継承されている。さらに、桑折町を縦断するように流れる西根堰は、江戸時代初期に作られ、今でもその役割を十分に果たしている。広大な田畑を潤すだけでなく、町民の生活用水や防火用水として活用され、親水性のある街並みを醸し出している。

一方、暴れ川であった阿武隈川の北西岸側では、「阿武隈川氾濫原の果樹栽培に見る歴史的風致」として、氾濫原という特殊な地形を活用して果樹栽培が行われており、春には桃源郷で花を愛で、夏・秋には実を楽しむ文化が今でも続いている。

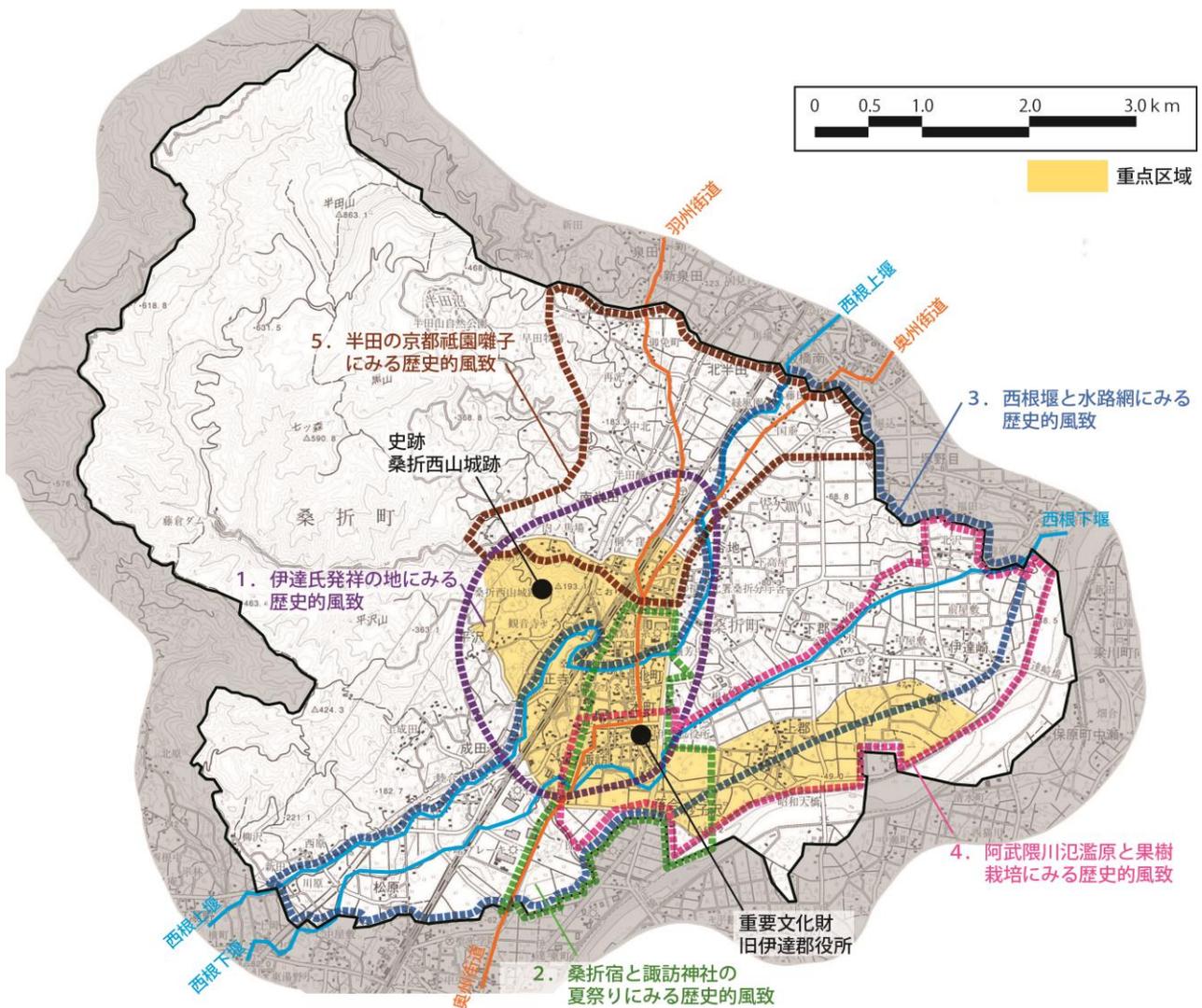
さらに、「半田の京都祇園囃子にみる歴史的風致」では、日本三大鉱山の一つであった半田銀山のふもとで、銀山の鉱夫が京都で習得してきたといわれる京都祇園囃子が地域住民たちで保存・伝承されており、旧村落の祭りでは欠かせないお囃子は、半田の山々に響き渡り、ふるさとの原風景となっている。

このように本町では、それぞれの歴史的風致の背景にある歴史や文化を共有しながら、桑折宿を中心として歴史上価値の高い建造物で桑折町固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動が今も行われ、それらが一体となって桑折町の良好な市街地環境を形成している。

しかし、本町の伊達氏関連遺跡の中心である桑折西山城跡は範囲が広く、かつ、未整備であるため、来訪者を受け入れる環境は不十分である。また、本町の旧宿場町では、往時の豪商や宿場の発展を今に伝える歴史的建造物と、地区住民が受け継いできた祭礼が一体となり歴史的風致を形成しているが、高齢化や人口の減少により、歴史的建造物は空き家や老朽化が目立ち、また担い手不足により祭礼は簡略化され、歴史的風致が失われつつある。さらに、今に残る街並みと農地における良好な景観を維持するため、景観規制の導入が必要である。

こうしたことを踏まえ、歴史的建造物が集中する中心市街地を中心として、「伊達氏発祥の地にみる歴史的風致」と「桑折宿と諏訪神社の夏祭りにみる歴史的風致」、「西根堰と水路網にみる歴史的風致」、「阿武隈川氾濫原の果樹栽培にみる歴史的風致」の4つの風致の重なりを踏まえた範囲に重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上を図る各種施策を展開していく。

また、計画期間中の取り組みを行うなかで、必要に応じて重点区域の見直しを行う。

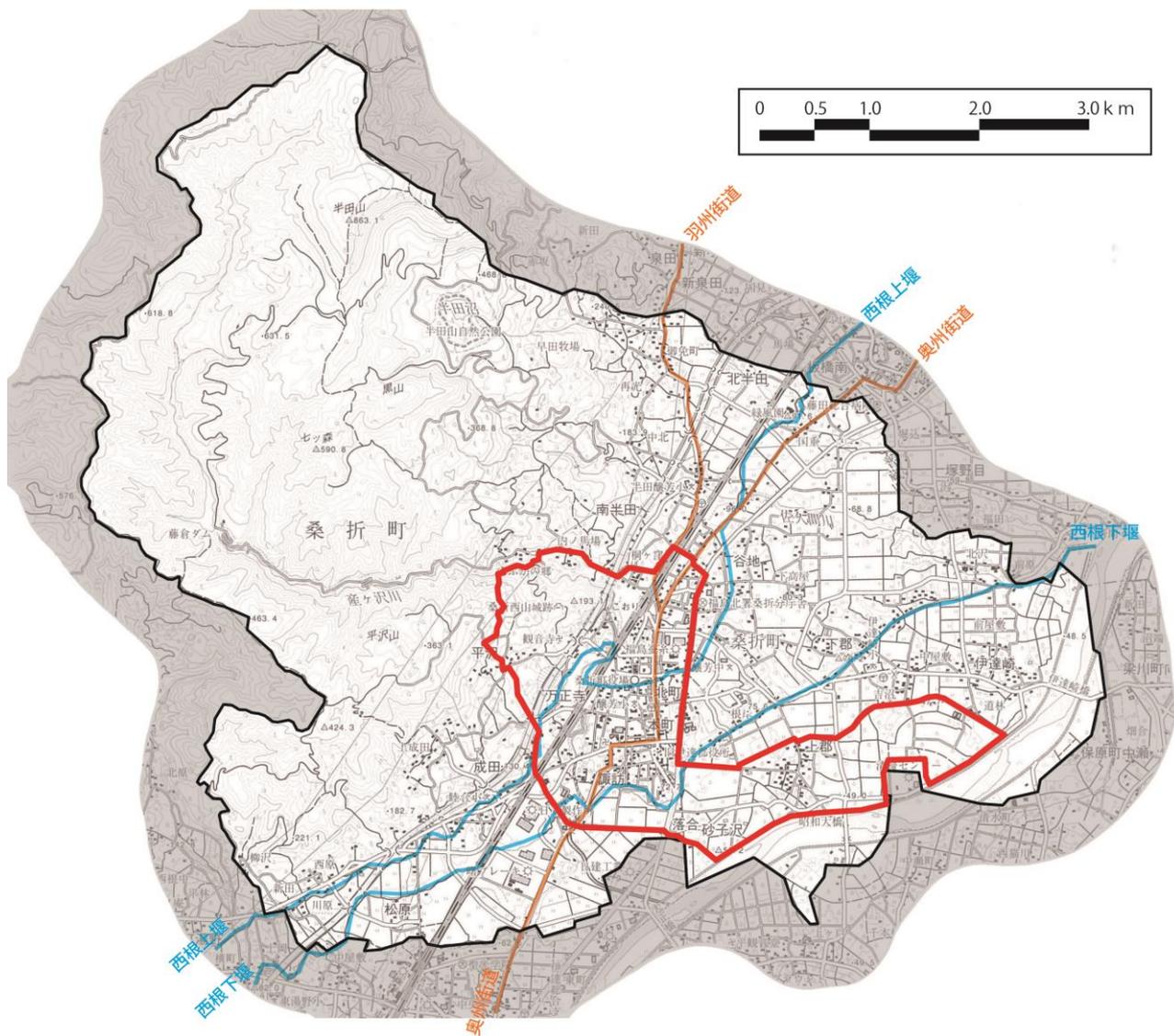


2. 重点区域の位置及び範囲

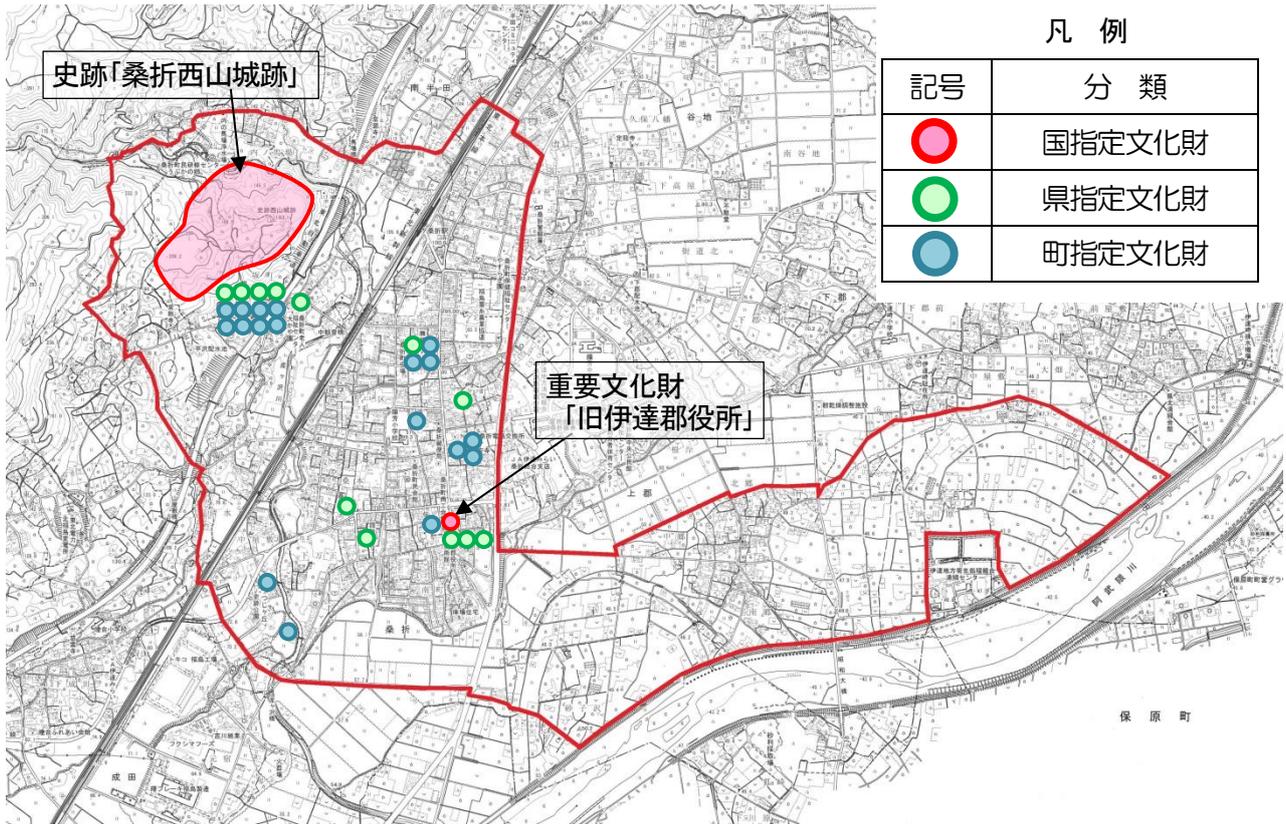
名称 桑折町歴史的風致維持向上地区
面積 566㊦

(1) 重点区域の位置

重点区域は、核となる建造物、文化財として、重要文化財である旧伊達郡役所や史跡に指定されている桑折西山城跡を包含し、歴史的風致が集中する本町中心部にある宿場町であった桑折宿の街並み、桑折宿外周部にある町民有志によって守り継がれてきた伊達氏関連遺跡、また、阿武隈川氾濫原を活用した果樹畑と周辺の風景が一体となって特徴的な環境（桃源郷）を形成している阿武隈川北・西岸部に設定する。



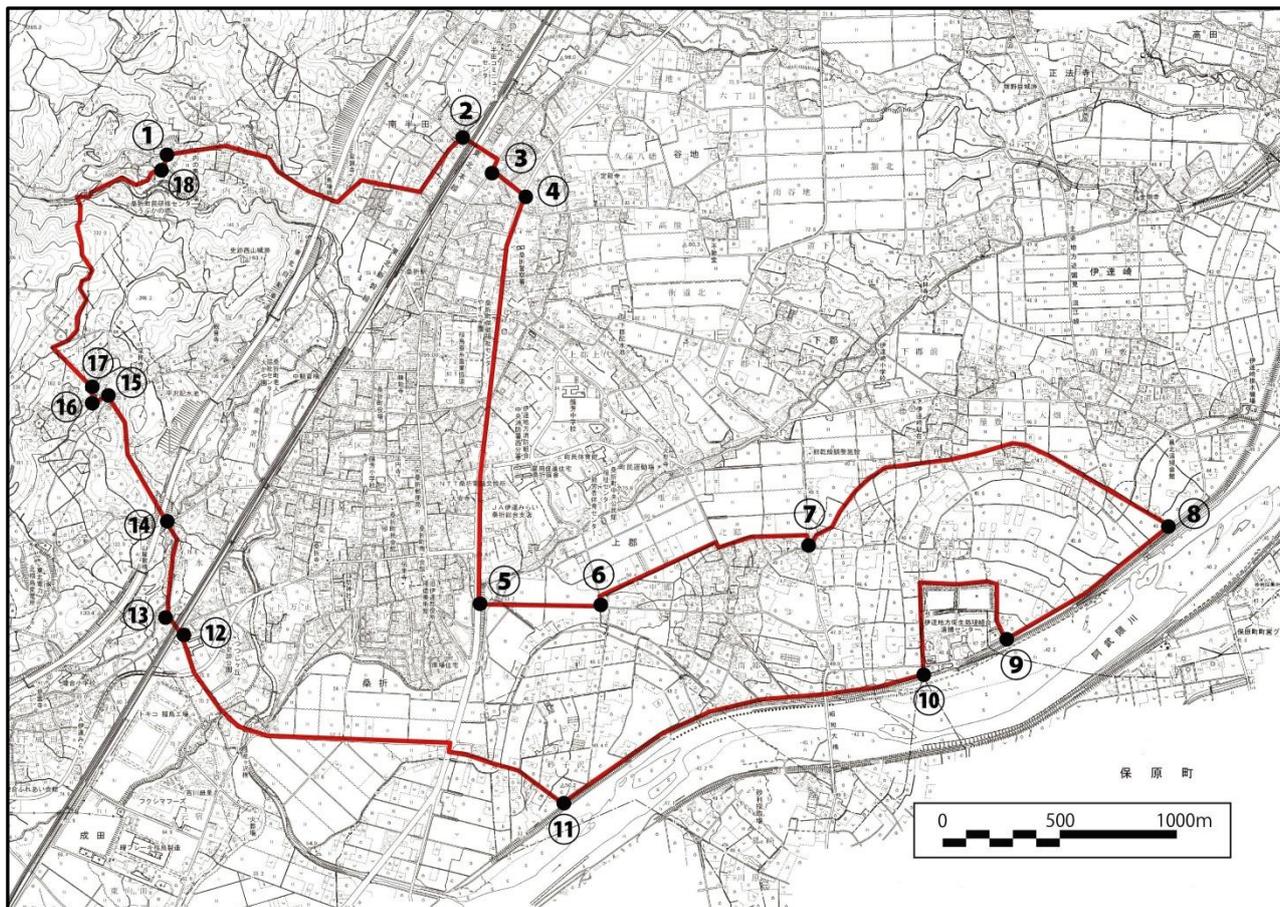
■図 重点区域図



■図 重点区域内の文化財分布図

(2) 重点区域の範囲

重点区域の範囲の境界は下記のとおりである。



■表 区域の境界

| | | | |
|-----|----------------------|-----|--|
| ①～② | 町道 103 号線 | ⑪～⑫ | 町道 2122 号線、町道 2027 号線 |
| ②～③ | 県道 353 号線 (県道国見福島線) | ⑫～⑬ | J R 東北本線旧踏切跡 |
| ③～④ | 町道 4023 号線 | ⑬～⑭ | 町道 1124 号線 |
| ④～⑤ | 一般国道 4 号 | ⑭～⑮ | 町道 207 号線 |
| ⑤～⑥ | 町道 110 号線 | ⑮～⑯ | 町道 101 号線 |
| ⑥～⑦ | 町道 3033 号線 | ⑯～⑰ | 町道 1032 号線 |
| ⑦～⑧ | 町道 217 号線、町道 3189 号線 | ⑰～⑱ | 大字平沢字山中、大字平沢字本山田、 大字平沢字北向、大字万正寺字漆方、 大字南半田字川端を区域に含む字界 |
| ⑧～⑨ | 阿武隈川堤防堤外地境界 | | |
| ⑨～⑩ | 衛生処理組合清掃センター敷地境界 | | |
| ⑩～⑪ | 阿武隈川堤防堤外地境界 | ⑱～① | 町道 4171 号線 |

3. 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

本町の重点区域内において、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の良い環境・景観形に一体的、かつ重点的に取り組むことは、当該区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、町外からの歴史的風致への評価が高まり、観光を中核とした交流人口の増加が期待される。

また、歴史的風致の維持向上により、町民が本町固有の歴史や伝統に対する理解を一層深めることで、町民の意識が向上し、ふるさと桑折町に対する誇りや愛着が育まれるとともに、祭礼行事などへの積極的な参加につながり、次世代へ大切に受け継がれていくことが期待される。

本重点区域で本計画の各種事業を推進することによって、郷土の誇りと観光の魅力の双方が高まるという相乗効果をもたらし、さらにそれらが、本町の重点区域外の歴史的風致や地域住民等のまちづくり活動にも広がり、歴史を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待できる。



■写真 多目的広場(手前)と旧伊達郡役所(奥)
無電柱化と景観に配慮した広場の整備。



■写真 史跡桑折西山城跡
史跡への理解が進むように整備する。



■写真 諏訪神社例大祭
稚児役は地域の子供たちが代々受け継いでいる。



■写真 祭囃子の練習風景
小さい頃から身近にふれることによって郷土愛が育まれる。

4. 良好な景観の形成に関する施策との連携

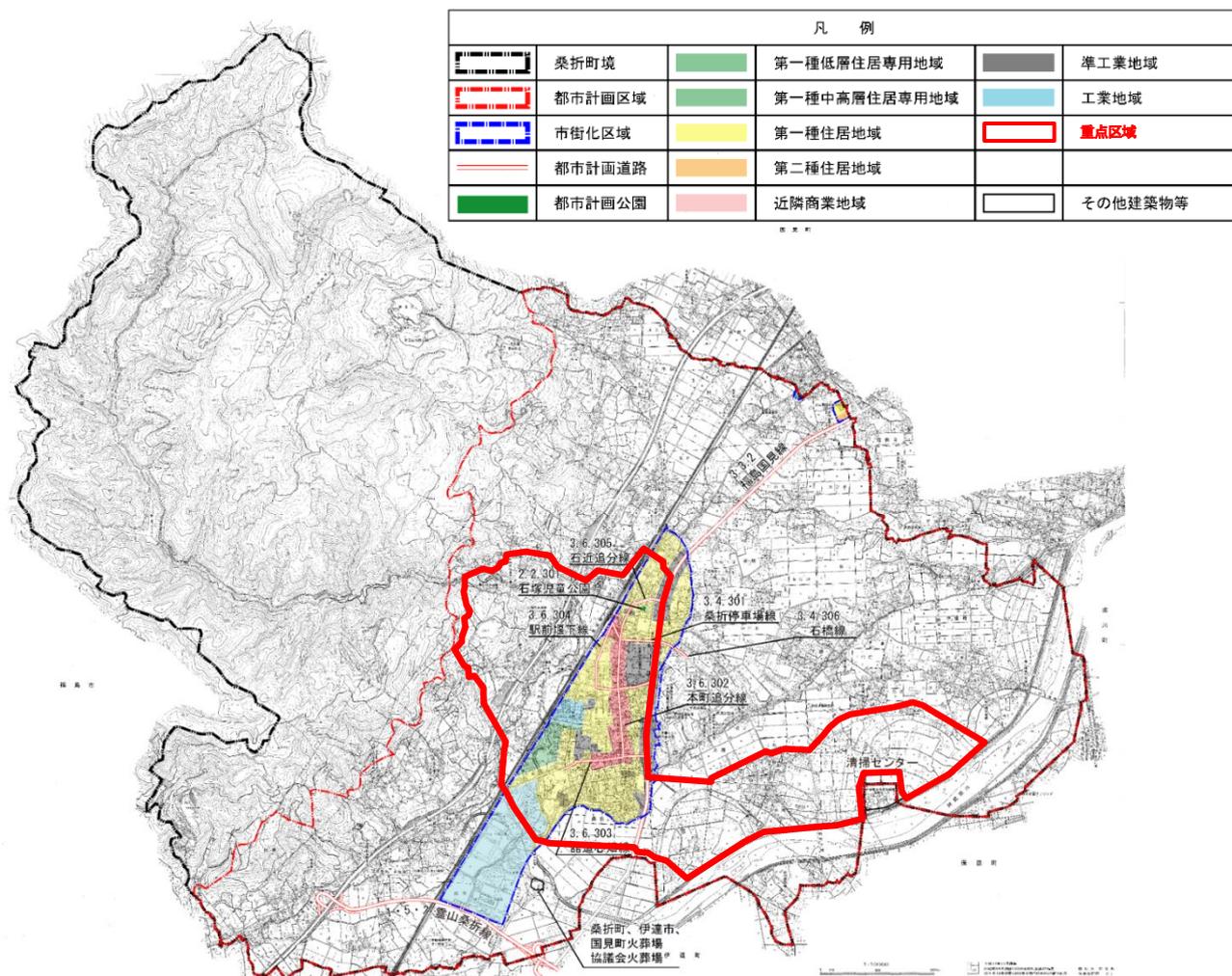
(1) 都市計画法との連携

① 都市計画法との連携

本町は、全面積 4,297 ㊦のうち、西側の山間部を除く約 2,400 ㊦が都市計画区域に指定されている。都市計画区域うち、町の中心部の 249.7 ㊦が市街化区域に設定されており、その周辺部は市街化調整区域となっている。

重点区域の全域が都市計画区域内に含まれているが、市街化区域と市街化調整区域が存在しており、さらに市街化区域では、住居系用途と商業系用途、工業系用途が混在している。旧家や町屋が残る中心市街地は近隣商業地域に指定され、新興住宅地では第一種低層住居専用地域として、最低敷地 200 ㎡、高さ制限 10m、壁面後退 1.5 または 1.0m の制限がかけられ、景観や街並みに配慮している。

今後は歴史を活かしたまちづくりに取り組むことから、都市計画との適切な連携を図ることで、良好な市街地と街並み景観が形成されていくよう誘導を図っていく。



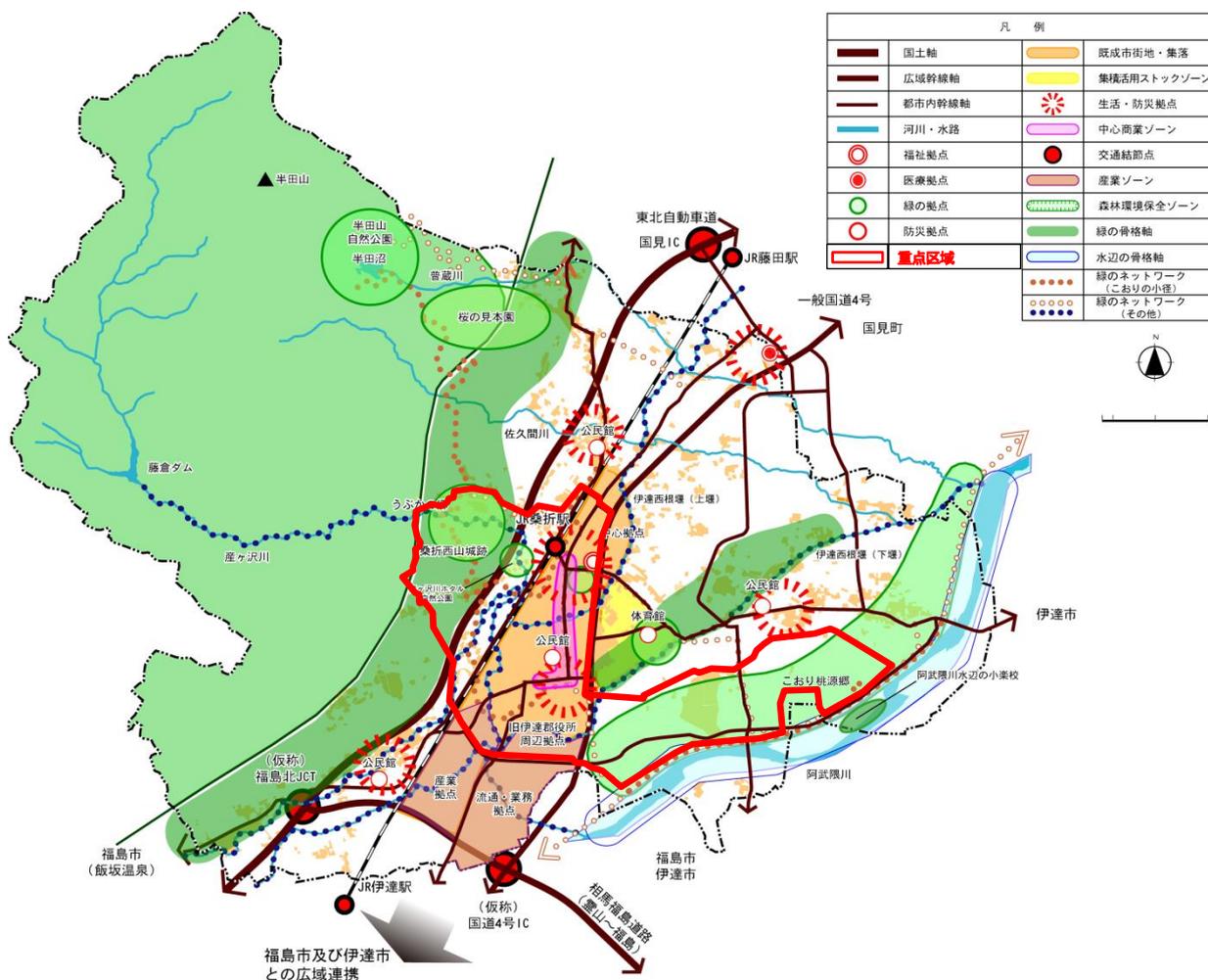
■図 桑折町都市計画図

② 桑折町都市計画マスタープランとの連携

桑折町都市計画マスタープランでは、「未曾有の大災害を克服し、やすらぎと希望に満ちた『こおり 新時代』を目指して」をキャッチフレーズに5つの基本理念を掲げている。

基本理念の一つである「歴史・風土を活かした個性あるまちを目指す」ためには、町固有の自然、歴史、文化などの豊かな地域資源を活用することが不可欠である。

マスタープランでは、将来のまちづくりの構想を下記に示す図のように定めており、本計画の重点区域で行う事業と連携しながら、住民等への都市計画の普及・啓発を図り、地域の実情に応じた土地利用の規制導入に関する検討を行い、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する。



■図 桑折町都市計画マスタープランにおける将来像図

(2) 景観法との連携

本町は、良好な景観を形成している県土の景観形成施策を推進するために策定された「福島県景観計画」による景観計画区域に町全域が指定されている。福島県景観計画では、届け出が必要な行為及び景観形成基準が定められ、一定規模以上の建築物・工作物等の開発に対し良好な景観を形成するよう規制している。

本町には、西根堰の恵みによってもたらされた美しい田園風景が広がる農村景観や、奥州街道に形成された宿場町としての街並みの歴史的景観など良好な景観が形成されている。特に重点区域では、桑折宿の街並みが作り出す宿場町としての景観や旧伊達郡役所を中心とした街道沿いの歴史的建造物、阿武隈川氾濫原における農業景観、それらを眼下に置く桑折西山城跡があり、歴史と伝統、豊かな自然が本町固有の景観を作り出している。

これらの重点区域内の良好な景観を維持し、後世に継承するため、引き続き福島県景観計画に沿った規制を行う。また、重点区域内における建築物や工作物の建築・色彩の変更、開発行為その他の土地の形質の変更など一定の行為の制限に、自然と歴史的風致が一体となった良好な景観が形成されるよう町独自の制限を追加するため、景観行政団体への移行と景観法に基づく町独自の景観計画の策定を目指す。

■ 福島県景観計画区域における届出の必要な行為

| 行為の種類 | | 規模 |
|-------------------------------|--|--|
| 建築物 | 新築又は移転 | 高さ13m超又は建築面積1,000㎡超 |
| | 増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10㎡超 |
| 工作物 | ア 擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの | 高さ5m超 |
| | イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(オに掲げるものを除く。) | 高さ13m超 |
| | ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの | |
| | エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの | |
| | オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物 | 高さ20m超 |
| | カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの | 高さ13m超又は築造面積1,000㎡超 |
| | キ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊技施設 | |
| | ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 | |
| | ケ 自動車の駐車用に供する立体的な施設 | |
| | コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 | |
| | サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 | |
| シ 彫像、記念品その他これらに類するもの | | |
| | 増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 上記アからシまでに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10㎡超 |
| 開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為) | | 面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超 |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | 面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超 |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | | 高さ3m超また堆積の用に供される土地の面積500㎡超 |
| 水面の埋立て又は干拓 | | 面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超 |

(3) 屋外広告物に関する規制との連携

貼り紙や立看板、広告塔などの屋外広告物が無秩序に氾濫することは、風致や良好な景観を損ない、通行者等に危害を及ぼす恐れがある。

本町における屋外広告物は、福島県屋外広告物条例により規制されている。この条例では、「良好な景観の形成」及び「風致の維持」などの観点から、町の美観や自然景観を損なわないような規制が定められている。

本町の重点区域内には、原則屋外広告物を表示できない特別規制地域と市町村長の許可が必要になる普通規制地域が混在しており、規制内容が異なることから良好な景観が阻害されることが懸念される。

そのため、重点区域内の屋外広告物設置については、従来通り福島県と連携しながら、今後策定予定の桑折町景観計画により、適正な管理と歴史的風致維持向上に努めるものとする。

■表 福島県屋外広告物条例で定める地域区分

「第一種特別規制地域等」と「第二種特別規制地域等」の区分

| 区 分 | 具 体 的 地 域 |
|-------------------------|------------------------------------|
| 第一種普通規制地域等 | 第一種低層住居専用地域、風致地区 |
| | 国及び県指定の重要文化財である建造物、天然記念物等の敷地 |
| | 風致保安林、自然及び緑地環境保全地域 |
| | 国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域外） |
| | 磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域 |
| 第二種普通規制地域等 | 半田沼（桑折町）の周囲 300m以内 |
| | 第二種低層住居専用地域 |
| | 国及び県指定の重要文化財である建造物、天然記念物の周囲 300m以内 |
| | 国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域内） |
| | 都市公園の区域 |
| | 高速自動車道路及びその両側 500mの区域※ |
| | 指定道路及び鉄道（都市計画区域外）の両側の指定区域※ |
| 官公署、学校、病院等の公用・公共用建造物の敷地 | |
| 古墳、墓地、神社等の敷地 | |

※ 道路及び鉄道から展望できない地域及び家屋連たん地区（隣接する家屋の敷地の間の距離がそれぞれ 50m以下で 30 戸以上の家屋が連たんする地域）は除く

「第一種普通規制地域等」と「第二種普通規制地域等」の区分

| 区 分 | 具 体 的 地 域 |
|------------|---|
| 第一種普通規制地域等 | 都市計画法の都市計画区域 （第一種・第二種低層住居専用地域及び商業地域・近隣商業地域を除く） |
| | 指定道路及びその両側 1,000mの区域※ |
| | 鉄道全線及びその両側 1,000mの区域※ |
| | 河沼郡柳津町大字柳津地内 |
| 第二種普通規制地域等 | 都市計画法の商業地域・近隣商業地域 |

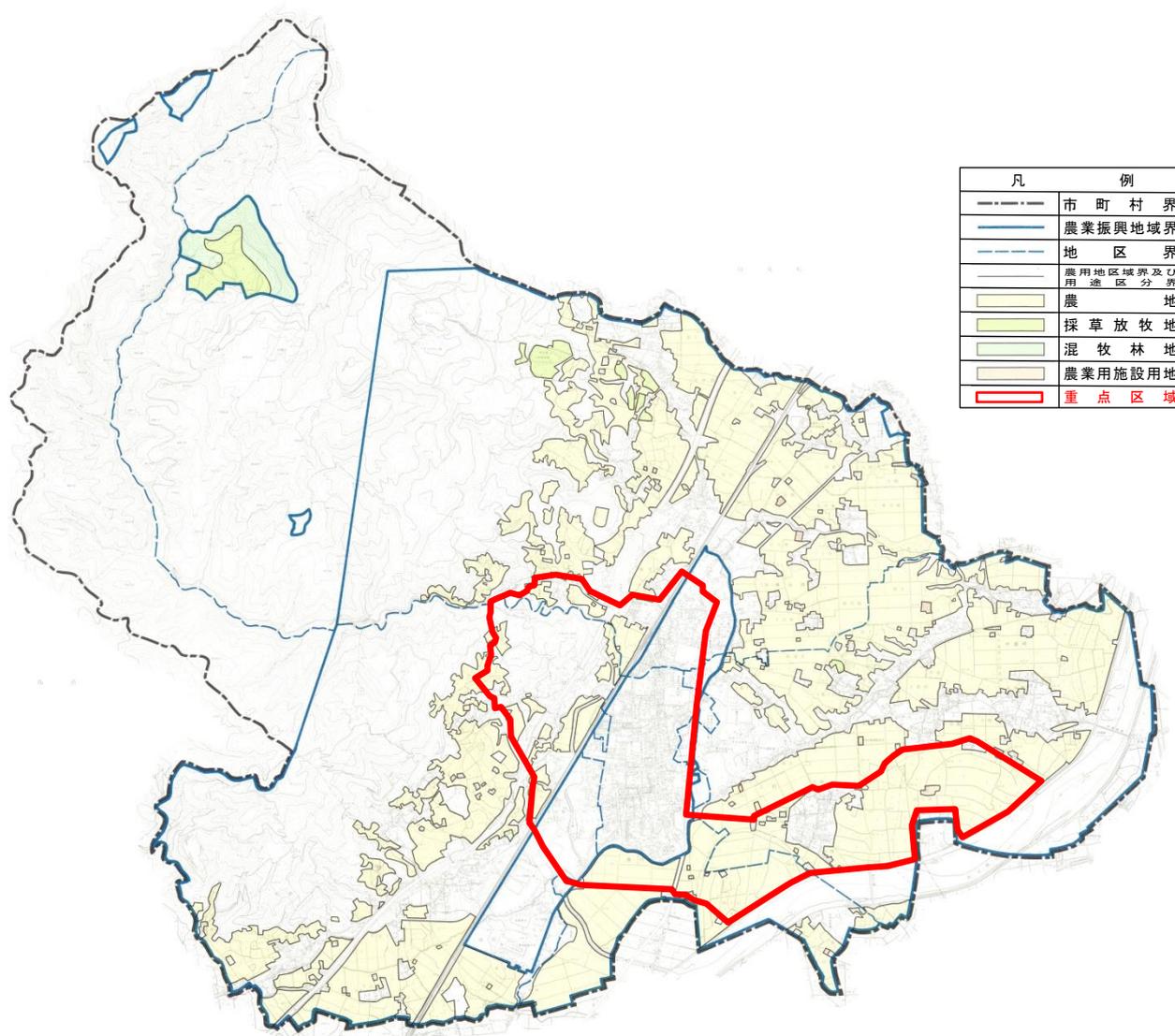
※ 道路及び鉄道から展望できない地域は除く

(4) 桑折町農業振興整備計画との連携

桑折町では農業振興地域の指定を受け、昭和49年(1974)度に桑折農業振興地域整備計画を策定し、平成12年(2000)には整備変更計画を策定した。

町内の面積4,297 ㌥の内、2,926 ㌥が農業振興地域に指定されており、農用地区域は1,070 ㌥(平成22年(2010)2月現在)となっている。重点区域内では市街化区域以外が農業振興地域に指定され、阿武隈川氾濫原の大部分は農用地区域に指定されている。

本町では、農業近代化施設の整備によって農用地の持つ多面的機能の維持と高度利用を図るとともに、「モモ」を中心とした持続性のある農業の実現を目指し、「モモ」を有効に活用して地域振興を図ることとしており、農地保全の推進と本町の良好な田園風景の維持に努める。



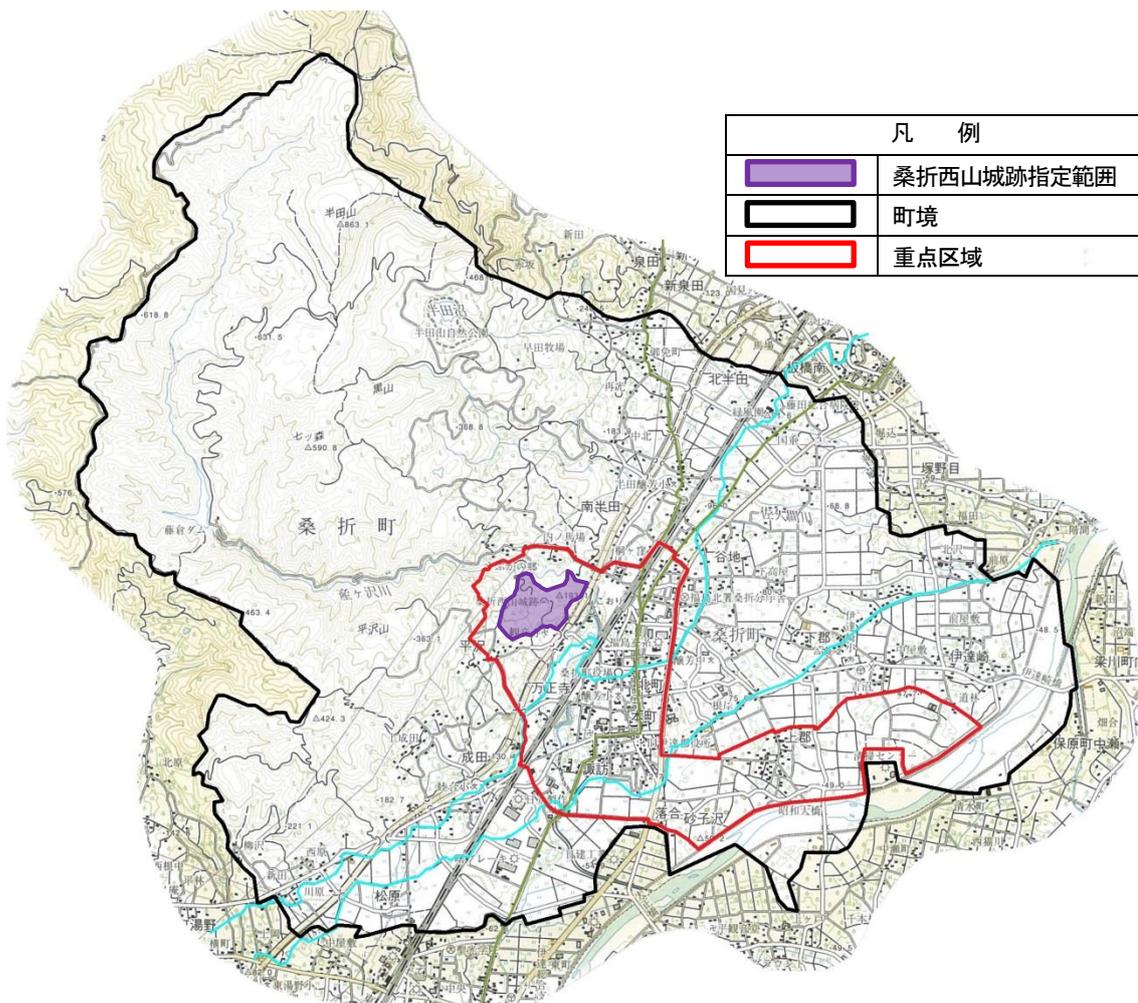
■図 農業振興地域の指定の状況

(5) 史跡桑折西山城跡保存管理計画・史跡桑折西山城跡整備計画との連携

桑折西山城跡は、平成2年(1990)2月、史跡に指定され、今後どのように保存、整備していくかの基本方針として、平成10年(1998)度に「桑折西山城跡保存管理計画」を策定し、城跡の整備を具体化するため、平成19年(2007)3月に「桑折西山城跡整備計画」を策定した。

保存管理計画では、史跡を保護するため、城跡の公有化と公園化を進めることとしており、平成14年(2002)度から城跡の公有化を進め、史跡の保存・管理をしてきた。整備計画では、中世山城の様相や地域の歴史を学習できるように整備するとともに、学習活動に寄与する資料等の展示や情報提供するガイダンス施設や駐車場を整備することとしている。また、町内各所にある文化財を周遊する「歴史の小径」の中核施設として位置付けられていることから、他の文化財や寺社等との関連性も考慮しながら整備することとしている。

史跡指定範囲(28.55 ㌔²)は全て重点区域内に含まれており、保存管理計画及び整備計画で行う事業は、伊達氏発祥の地にみる歴史的風致の維持向上に寄与している。本計画では史跡指定範囲外の整備事業や他の文化財や寺社等をつなぐ周遊性向上事業などを担いながら、相互に連携し、さらなる歴史的風致の維持向上に努めていく。



■図 史跡桑折西山城跡の史跡指定範囲